

施設利用の制限の一部変更について

愛知県は、10月17日（日）をもって「**厳重警戒措置**」を解除することを発表しました。小牧市では、今まで施設利用などについて、最大午後9時までとする制限を行ってまいりましたが、県の解除を受け、18日（月）から時間による制限は原則行わないこととします。

愛知県の「**厳重警戒措置**」は解除されますが、コロナが完全に終息したわけではありません。感染の再拡大を防ぐため、気を緩めず、一人ひとりが『かからない』『うつさない』行動を心がけることが大切です。引き続き、こまめな手洗い、マスクの着用、定期的な換気など、感染防止への協力をお願いしたうえで、10月18日（月）以降のスポーツ施設等の利用等について、**感染防止対策の徹底を前提**として下記のとおり対応します。

記

1. **適用期間** 令和3年10月18日（月）～

2. **対象施設** 文化施設、スポーツ施設

3. **利用時間** 通常どおり

4. **利用人数**

《大声の発生を伴わない活動》

- ・収容定員（100%）を上限とする。
- ・収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない程度の間隔）を確保した上での利用とする。

《大声の発生を伴う活動、マスクの着用ができない活動》

例) 合唱、カラオケ、ハーモニカ、運動、料理等

- ・収容定員の50%以内とする。
- ・収容定員が設定されていない場合は、人と人との距離を十分に確保した上での利用とする。

※吹奏楽器などの演奏、運動時以外は原則マスク着用。

5. **その他利用条件**

- ・詳細な運用については、国や県の指針及び業種別ガイドラインに準ずるものとする。
- ・イベントの開催にあたっては、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部特措法対策チームチームリーダー愛知県防災安全局長発信、令和3年9月10日付け「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(通知)」のとおりとする。

6. 利用料の取り扱い

- ・施設利用者にコロナウイルス感染者及び濃厚接触者が含まれる場合は利用許可を取り消し、施設使用料及び付属設備使用料を還付する。

7. その他

- ・学校体育施設開放及びジュニア育成活動については、感染防止を徹底し適切に実施する。